

議案第五十八号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年五月二日



三朝町長

松

村

喬

成

昭和四十九年五月二日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 横

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八万円」を「十二万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条第一項中「百分の二・七」を「百分の三・三」に改める。

第四条中「百分の二十六」を「百分の三十五」に改める。

第五条中「三千三百円」を「四千四百円」に改める。

第五条の二中「四千三百円」を「五千七百円」に改める。

第十条第二号中「所得割額」の下に「及び資産割額の合計額」を加える。

第十条の二第一号中「こえない」を「超えない」に、「千七百円」を「千九百八十

円」に、「二千三百円」を「二千五百八十円」に改め、同条第二号中「十万円」を「

十一万円」に、「こえない」を「超えない」に、「千四百円」を「千三百二十円」に、

「千五百四十円」を「千七百二十円」に改める。

附則第五項の次に次の二項を加える。

(みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の特例)

昭和五十年から昭和五十四年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける場合における第三条第九条の二第一項及び第十条の二の規定の適用については、第三条及び第九条の二第一項中「法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額」とあるのは「法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が同条の規定の適用を受ける者でないものとして算定した法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額）」と、第十条の二中「法第七百三条の五に規定する総所得金額」とあるのは「法第七百三条の五に規定する総所得金額（法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が同条の規定の適用を受ける者でないものとして算定した法第七百三条の五に規定する総所得金額）」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第三十三条の三第

一項の事業所得又は雑所得を有する場合における第三条第九条の二第一項及び第十条の二の規定の適用については、これらの規定（第三条第二項及び第三項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第三条第二項及び第三項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 次項に定めるものを除き、改正後の三朝町国民健康保険税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、昭和四十九年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の特例に関する規定の適

用)

3 新条例附則第六項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号）附則第十七条第一項の規定により適用される法附則第三十三条の二の適用がある場合には、昭和四十九年度分の国民健康保険税についても、適用する。この場合において、新条例附則第六項中「昭和五十年」とあるのは、「昭和四十九年」とする。